

令和元年度教育課程研究集会

(中学校 保健体育)

令和元年7月30日 @県立教育研究所 奈良県教育委員会事務局保健体育課 学校体育係 指導主事 成田 剛



新学習指導要領の全面実施と 学習評価の改善について

児童生徒の学習評価に関する検討の経緯



□平成28年Ⅰ2月2Ⅰ日

「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習 指導要領等の改善及び必要な方策等について」

(中等教育審議会答申)(※)



(※) 学習指導要領の改訂に伴う学習評価の検討については、従来、学習指導要 領の改訂を終えた後に行うのが一般的だったが、今回の改訂では、教育課程と 学習評価の改善について一体的に検討され、学習評価の改善についても本答申 に示された。

□平成3|年|月2|日 「児童生徒の学習評価の在り方について」 (中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会報告)



□平成3 | 年3月29日

「小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校等における 児童生徒の学習評価及び指導要録等の改善等について」 (文部科学省初等中等教育局長通知)



|改善等通知| という。

以降の説明資料の下部に, 当該資料に関して参考とすべき答申, 報告, 改善等通 知を<参考>として掲載するので、適宜御参照いただきたい。



新学習指導要領の下での 学習評価の意義

学習指導要領改訂の考え方



新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする 学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる 思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し, 社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む 「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の 新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造 的に示す

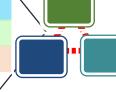
学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び(「アクティブ・ ラーニング」) の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習 得など,新しい時代に求 められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず,質 の高い理解を図るための 学習過程の質的改善

主体的な学び 対話的な学び 深い学び



※高校教育については,些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており, そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

育成すべき資質・能力の三つの柱

学習する子供の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の要素を三つの柱で整理。



@NARA pref.

学びに向かう力、人間性等

どのように社会・世界と関わり、 よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」 を総合的にとらえて構造化

何を理解しているか 何ができるか

知識及び技能

理解していること・できる ことをどう使うか

思考力, 判断力, 表現力等

【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、<u>基礎的な知識及び技能</u>を習得させるとともに、<u>これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力</u>をはぐくみ、<u>主体的に</u>学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。



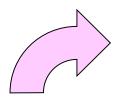
カリキュラム・マネジメント の一環としての指導と評価

カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

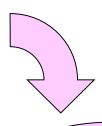
「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。

各学校における教育活動





学習指導要領等に従い,児童生徒や 地域の実態を踏まえて編成した 教育課程の下で各種指導計画を作成



ACTION

評価結果を以下のような改善に生かす

- ・児童生徒の学習の改善
- ・教師による指導の改善
- ・学校全体としての教育課程の改善
- ・校務分掌を含めた組織運営等の改善

学校全体として 組織的かつ計画的に 教育活動の質の 向上を図る。 Do

各種指導計画に基づく 授業(「学習指導」)を展開



CHECK

日々の授業の下で <u>児童生徒の学習状況を評価</u>



<参考> 報告P. 3 改善等通知 I. (I)



主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

主体的・対話的で深い学びの実現(「アクティブ・ラーニング」の 視点からの授業改善)について(イメージ)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校 教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を 身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにする。



【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャ リア形成の方向性と関連付けながら, 見通し を持って粘り強く取り組み、自己の学習活動 を振り返って次につなげる「主体的な学び」 が実現できているか。



生きて働く 知識・技能の 習得

学びに向かう力・ 人間性等の涵養 未知の状況にも

学びを人生や社会に

生かそうとする



深い学び





対応できる

思考力・判断力・表現力

【対話的な学び】の視点

子供同士の協働, 教職員や地域の人との対話, 先 哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ, 自己 の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できて いるか。

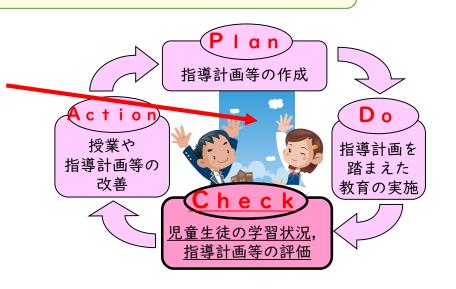


習得・活用・探究という学びの過程の中で、各 教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ ながら、知識を相互に関連付けてより深く理解し たり、情報を精査して考えを形成したり、問題を 見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に 創造したりすることに向かう「深い学び」が実現 できているか。

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

○ 指導と評価の一体化を図るためには、 児童生徒一人一人の学習の成立を促すため の評価という視点を一層重視することに よって、教師が自らの指導のねらいに応じ て授業の中での児童生徒の学びを振り返り 学習や指導の改善に生かしていくというサ イクルが大切。



○ 特に,「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たっては, 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で適切に評価できるようにしていくことが重要。

(授業改善の例)

- ・児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫
- ・自らの考えを記述したり話し合ったりする場面や他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場面を単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたりする等



学習評価の課題と改善の基本方針

学習評価について指摘されている課題

学習評価の現状について,学校や教師の状況によっては,以下のような課題があることが指摘されている。



- ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く,評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない
- ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートを とっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評 価であるような誤解が払拭しきれていない
- · 教師によって評価の方針が異なり,学習改善につなげにくい
- · 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて,指導に注力できない
- ・ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分 に活用されていない

先生によって観点の重みが違うんです。授業態度をとても重視する先生もいるし、 テストだけで判断するという先生もいます。そうすると、どう努力していけばよい のか本当に分かりにくいんです。

(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ第7回における 高等学校三年生の意見より)



学習評価の改善の基本的な方向性

学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ,次の基本 的な考え方に立って,学習評価を真に意味のあるものとすることが重要。



① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと

② <u>教師の指導改善につながる</u>ものにしていくこと

③ これまで慣行として行われてきたことでも, <u>必要性・妥当性が認められないものは見直していく</u>こと



学習評価の改善点

観点別学習状況の評価の観点の整理

資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて, 観点別学習状況の評価の観点については, 小・中・高等学校の各教科等を通じて, 「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3 観点に整理。



<現行> <新>

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技 能

知識・理解

知識・技能

思考・判断・表現

主体的に学習に取り組む態度

「知識・技能」の評価

- 〇 <u>個別の知識及び技能の習得状況</u>について評価する。
- それらを既有の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、 概念等として理解したり、技能を習得したりしているかについて評価する。



- ・「知識・理解」(各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価)
- ・「技能(各教科等において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかを評価) においても重視。

<評価の工夫(例)>

- ○ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮する。
- ○実際に知識や技能を用いる場面を設ける。
 - ・児童生徒に文章により説明をさせる。
 - ・(各教科等の内容の特質に応じて,)観察・実験をさせたり,式やグラフで表現させたりする。

「思考・判断・表現」の評価



各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力, 判断力,表現力等を身に付けているかどうかを評価する。

※上記の考え方は、現行の評価の観点である「思考・判断・表現」の観点においても重視。

<評価の工夫(例)>

- ○論述やレポートの作成,発表,グループでの話合い,作品の制作や表現 等の多様な活動を取り入れる。
- ○ポートフォリオを活用する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価①

「学びに向かう力,人間性等」には,①主体的に学習に取り組む態度として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と,②観点別学習状況の評価や評定にはなじまない部分がある。



学びに向かう力、人間性等

観点別学習状況の評価に はなじまない部分 (感性,思いやり等)

2

「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分

個人内評価(児童生徒一人一人のよい点や可能性,進歩の状況について評価するもの)等を通じて見取る。

※ 特に「感性や思いやり」など児童生徒一人一人 のよい点や可能性、進歩の状況などについては、積 極的に評価し児童生徒に伝えることが重要。

知識及び技能を獲得したり, 思考力, 判断力, 表現力等を身に付けたりす ることに向けた粘り強い取組の中で, 自らの学習を調整しようとしている かどうかを含めて評価する。

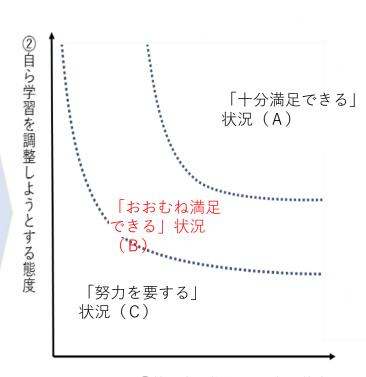
「主体的に学習に取り組む態度」の評価②

「主体的に学習に取り組む態度」については、知識及び技能を獲得したり、 思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の 中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。



「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

- 「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、 ①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等 を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうと する側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習 を調整しようとする側面、という二つの側面を評価するこ とが求められる。
- これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。



①粘り強く学習に取り組む態度

「主体的に学習に取り組む態度」の評価③



<評価の工夫(例)>

- ○ノートやレポート等における記述
- ○授業中の発言
- ○教師による行動観察
- ○児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考 慮する材料の一つとして用いる

※「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で評価を行う。 (例えば、ノートにおける特定の記述などを取り出して、他の観点から切り離して 「主体的に学習に取り組む態度」として評価することは適切ではない。)

評定について

- ・評定を引き続き指導要録上に位置付ける。
- ・学習評価の結果の活用に際しては,観点別学習状況の評価と,評定の双方の特長を踏まえつつ,その後の指導の改善等を図ることが重要。



評定:各教科等の観点別学習状況の評価の結果を総括的に捉え,教育課程 全体における各教科の学習状況を把握することが可能なもの。



評定が観点別学習状況の評価を総括したものであることを示すため,指導 要録の参考様式を改善。

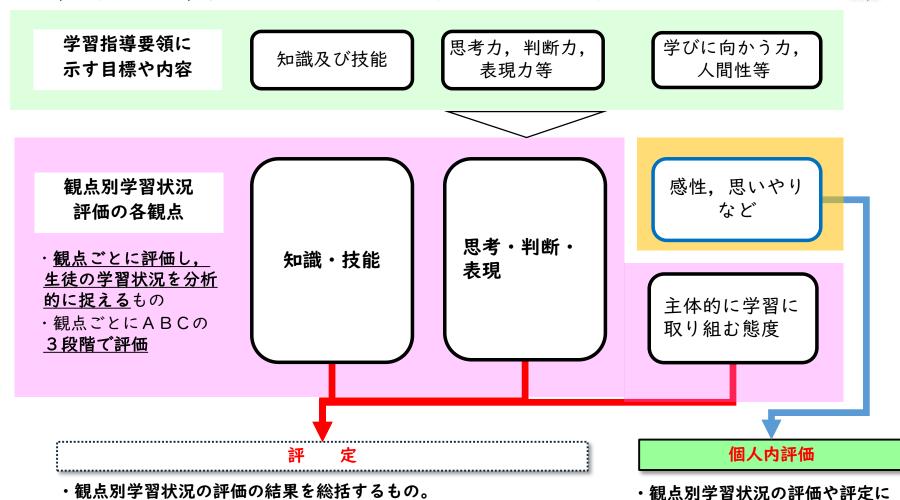


※従前の参考様式においては、観点別学習状況の評価を記入する欄と評定を記入する欄は 離れた場所にあった。

【まとめ】各教科における評価の基本構造

- ·各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの(目標準拠評価)
- ・したがって、目標準拠評価は、**集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。**

・5段階で評価(小学校は3段階。小学校低学年は行わない)



は示しきれない児童生徒一人一

人のよい点や可能性、進歩の状

況について評価するもの。

<参考>報告P. 6

教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力の評価

教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力についての評価は、各教科等における観点別学習状況の評価に反映する。



言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力など

教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等の学習の文脈の中で育成した上で、横断的に発揮されるようにすることが重要。



- ①各教科等の指導と評価の一体化を図る中で資質・能力を育成した上で,
- ②それらの資質・能力が教科等横断的に関連付け発揮されるようにすることが重要。
 - ※したがって、例えば、各教科等の評価規準とは別に、教科等横断的な資質・能力に関わる 評価規準を設定し評価することは必ずしも必要ではない。



学習評価の円滑な実施に向けた取組について

学習評価を行う上での各学校における留意事項①



評価の方針等の児童生徒との共有

学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせるため、学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設ける。

※児童生徒の発達の段階等を踏まえ、適切な工夫が求められる。

(例) 小学校低学年の児童に対しては、学習の「めあて」などのわかり易い言葉で伝える。

観点別学習状況の評価を行う場面の精選

観点別学習状況の評価に係る記録は、毎回の授業ではなく、<u>単元や題材などの</u>内容や時間のまとまりごとに行うなど、評価場面を精選する。

※日々の授業における児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに 重点を置くことが重要。

外部試験や検定等の学習評価への利用

外部試験や検定等(全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた測定ツールなど)の結果を,指導や評価の改善につなげることも重要。

※外部試験や検定等は、学習指導要領の目標に準拠したものでない場合や内容を網羅的に扱うものでない場合があることから、教師が行う学習評価の補完材料である(外部試験等の結果 そのものをもって教師の評価に代えることは適切ではない)ことに十分留意が必要であるこ

<参考>報告P. | 4、| 5、23、24 改善等通知4. (2) (5) (6)

学習評価を行う上での各学校における留意事項②



学校全体としての組織的かつ計画的な取組

教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう, 学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要。

- ※例えば以下の取組が考えられる。
 - ・教師同士での評価規準や評価方法の検討、明確化
 - ・実践事例の蓄積・共有
 - ・評価結果の検討等を通じた教師の力量の向上
 - ・校内組織(学年会や教科等部会等)の活用

(2) 学習評価の在り方ハンドブック



教師向け「学習評価の在り方ハンドブック」を 国立教育政策研究所において公表します。

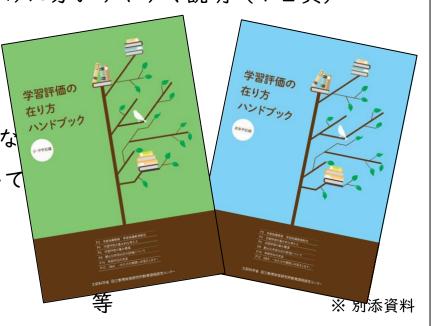
以下のような項目について、教師向けに分かりやすく説明(12頁)

- 学習評価の基本的な考え方
- > 学習評価の基本構造
- 特別の教科 道徳,外国語活動,総合的な 学習の時間及び特別活動の評価について
- ▶ 観点別学習状況の評価について
- ▶ 学習評価の充実
- A & Q <

参照



公表方法:全国の教育委員会等や学校等に送付、国立教育政策研究所のウェブサイトに掲載





移行措置期間中の学習評価について

移行措置期間中の学習評価の在り方について

小学校等

移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の 評価規準等に基づき、学習評価を行う。

- ※外国語活動に係る指導要録の取扱い
- <第3学年及び第4学年> 総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に児童の学習状況における 顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述。
- <第5学年及び第6学年> 外国語活動の記録の欄に文章で記述(従来通り)。 引き続き,数値による評価は行わず,評定も行わない。

中学校等

移行期間に追加して指導する部分を含め、現行中学校学習指導要領の下 の評価規準等に基づき、学習評価を行う。

※ 「特別の教科 道徳」の評価の在り方については平成28年7月29日付で既に通知

<参考>

平成29年7月7日付け29文科初第536号「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」

(文部科学事務次官通知

平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(初等中等教育局長通知)



各教科における 「内容のまとまりごとの評価規準」を 作成する際の手順



例) 【中学校学習指導要領 第2章 第7節 保健体育 第1 目標】

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

<u>知識及び技能</u>

I)各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全 について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

<u>思考力、判断力、表現力等</u>

(2)運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて 思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。

学びに向かう力、人間性等

(3)生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上 を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

保健体育科の内容のまとまり

【体育分野】	A 体作り運動
第1学年及び第2学年	B 器械運動
	C 陸上競技
	D 水泳
	E 球技
	F 武道
	G ダンス
	H 体育理論
第3学年	A 体作り運動
	B 器械運動
	C 陸上競技
	D 水泳
	E 球技
	F 武道
	G ダンス
	H 体育理論
【保健分野】	(1)健康な生活と疾病の予防
	(2)心身の機能の発達と心の健康
	(3)傷害の防止
	(4)健康と環境



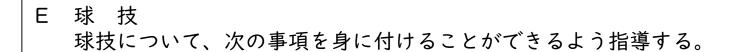


【中学校学習指導要領 第2章 第7節 保健体育 第2 各学年の目標及び内容 [体育分野 第1学年及び第2学年] I 目標 知識及び技能

(1)運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、運動 を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性 について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

思考力、判断力、表現力等

- (2)運動についての自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し 判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。 学びに向かう力、人間性等
- (3)運動における競争や協働の経験を通して、構成に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たす、一人一人の違いを認めようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。



- (I) 次の運動について、勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、球技の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、基本的な技能や仲間との連携した動きでゲームを展開すること。 ア ゴール型では、ボール操作と空間に走り込むなどの動きによってゴール前での攻防をすること。
 - イ ネット型では、ボールや用具の操作と定位置に戻るなどの動きによって空 いた場所をめぐる攻防をすること。
 - ウ ベースボール型では、基本的なバット操作と走塁での攻撃、ボール操作と 定位置での守備などによって攻防をすること。
- (2) 攻防などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けての運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 球技に積極的に取り組むとともに、フェアなプレイを守ろうとすること、作戦などについての話合に参加しようとすること、一人一人の違いに応じたプレイなどを認めようとすること、仲間の学習を援助しようとすることなどや、健康・安全に気を配ること。

赤色:「知識及び技能」に関する内容

橙色:「思考力、判断力、表現力等」に関する内容 水色:「学びに向かう力、人間性等」に関する内容



学習指導要領と評価の観点の関係性



【学習指導要領】

保健体育の目標

各学年の目標

内容

(領 域)



観点の趣旨

目標の規定をふまえ、観点別学 習状況の評価の対象とするもの について整理したもの。

内容のまとまりごと の評価規準

単元の評価規準

学習活動に即した評価規準

学習指導要領と評価の観点の関係性

【中学校学習指導要領 第2章 第7節 保健体育 第1 目標】

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
各種の運動の特性に応じた技能等及	運動や健康についての自他の課題を	生涯にわたって運動に親しむととも
び個人生活における健康・安全につ	発見し、合理的な解決に向けて思考	に健康の保持増進と体力の向上を目
いて理解するとともに、基本的な技	し判断するとともに、他者に伝える	指し、明るく豊かな生活を営む態度
能を身に付けるようにする。	力を養う。	を養う。

【観点の趣旨】〈中学校保健体育〉

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
運動の合理を実践に関するとのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	自己は、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	運動の楽しさや喜びを味わ うことができるよう、運動とがなまりをはれる。 の合理的なとしてしている。 はまを大切にしている。 はまを大増進のでは ののででである。

学習指導要領と評価の観点の関係性

【中学校学習指導要領 第2章 第7節 保健体育 第2 各学年の目標及び内容 [体育分野 第1学年及び第2学年]

(1)	(2)	(3)
運動の合理的な実践を通して、運動 の楽しさや喜びを味わい、運動を豊 かに実践することができるようにす るため、運動、体力の必要性につい て理解するとともに、基本的な技能 を身に付けるようにする。	運動についての自己の課題を発見し、 合理的な解決に向けて思考し判断す るとともに、自己や仲間の考えたこ とを他者に伝える力を養う。	運動における競争や協働の経験を通 して、公正に取り組む、互いに協力 する、自己の役割を果たす、一人一 人の違いを認めようとするなどの意 欲を育てるとともに、健康・安全に 留意し、自己の最善を尽くして運動 をする態度を養う。

目標】

【観点の趣旨】〈中学校 保健体育〉第 | 学年及び第 2 学年

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
各運動の特性や成的立ち、技の名称や行い大人に関連して、大きな体のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	運動を豊かに実践するための自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて、課題に応じた運動の取り組み方や目的に応じた運動動の組み合わせ方を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、公正、協力、 責任、共生などに対する意欲を もち、健康・安全に留意して、 学習に取り組もうとしている。

学習指導要領と評価の観点の関係性



【中学校学習指導要領 第2章 第7節 保健体育 第2 各学年の目標及び内容 [体育分野 第3学年] I 目標]

(1)	(2)	(3)
運動の合理的な実践を通して、運動 の楽しさや喜びを味わい、生涯にわ たって運動を豊かに実践することが できるようにするため、運動、体力 の必要性について理解するとともに、 基本的な技能を身に付けるようにす る。	運動についての自己の課題を発見し、 合理的な解決に向けて思考し判断す るとともに、自己や仲間の考えたこ とを他者に伝える力を養う。	運動における競争や協働の経験を通 して、公正に取り組む、互いに協力 する、自己の責任を果たす、参画す る、一人一人の違いを大切にしよう とするなどの意欲を育てるとともに、 健康・安全を確保して、生涯にわ たって運動に親しむ態度を養う。

【観点の趣旨】〈中学校 保健体育〉第3学年

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
選択した運動の技の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方、運動観察の方法、スポーツを行う際の健康・安全の確保の仕方につてで、大安全の確保のび文化でして、の具体のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	生涯にわたって運動を豊かに実 践する為の自己や仲間の課題を 発見し、合理的な解決に向けて、 課題に応じた運動の取り組み方 や目的に応じた運動の組み合わ せ方を工夫しているとともに、 自己や仲間の考えたことを他者 に伝えている。	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、公正、協力、 責任、参画、共生などに対する 意欲をもち、健康・安全確保し て、学習に自主的に取り組もう としている。

- ①「内容のまとまり」と「評価の観点」との関係を確認する。
 - E 球 技 球技について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (I) 次の運動について、勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、球技の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、基本的な技能や仲間との連携した動きでゲームを展開すること。 ア ゴール型では、ボール操作と空間に走り込むなどの動きによってゴール前での攻防をすること。
 - イ ネット型では、ボールや用具の操作と定位置に戻るなどの動きによって空 いた場所をめぐる攻防をすること。
 - ウ ベースボール型では、基本的なバット操作と走塁での攻撃、ボール操作と 定位置での守備などによって攻防をすること。
 - (2) 攻防などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けての運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。
 - (3) 球技に積極的に取り組むとともに、フェアなプレイを守ろうとすること、作 戦などについての話合に参加しようとすること、一人一人の違いに応じたプレ イなどを認めようとすること、仲間の学習を援助しようとすることなどや、健 康・安全に気を配ること。

赤色:「知識及び技能」に関する内容

橙色:「思考力、判断力、表現力等」に関する内容 水色:「学びに向かう力、人間性等」に関する内容



②【観点ごとのポイント】を踏まえ、 「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。



○「知識・技能」のポイント

- ・学習指導要領の(I)の文章中、「知識」について該当する箇所は「球技の特性や成り立ち、(略)について理解する」の部分であり、「技能」について該当する箇所は、各型(領域内容)の技能の指導内容を示した「ア、イ、ウ」の部分である。
- ・「知識」については、学習指導要領の(I)で育成を目指す脂質・能力に該当する指導内容について、その文末を「~について理解している」として、評価規準を作成する。
- ・「技能」については、学習指導要領の(I)で育成を目指す資質・能力に該当する各型(領域の内容)の技能の指導内容について、その文末を「~できる」として、評価規準を作成する。
- ○「思考・判断・表現」のポイント
 - ・学習指導要領の(2)で育成を目指す資質・能力に該当する指導内容について、その文末を「~課題を発見し、~を工夫するとともに、~を他者に伝えている」として、評価規準を作成する。
- ○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント
 - ・学習指導要領の(3)で育成を目指す資質・能力に該当する指導内容について、その文末を「~しようとしている」として、評価規準を作成する。



学習指導要領の「2 内容」及び「内容のまとまりごとの評価規準(例)」

	球技について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。			
	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等	
学習指導要領 2 内容(球技)	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(2) 攻防などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けての運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。	(3) 球技に積極的に取り組むととうに、フェアなプレイを守っていたでででででででであることが、作戦ならにあるに参加にいることができることができるとは、はなどでは、はなどでは、はなどででででででででででででででででででででででで	

ONARA pref.

学習指導要領の「2 内容」及び「内容のまとまりごとの評価規準(例)」

			10000000
	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
内容のまとまりごとの評価規準(例 球技)	○球術動ど○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	攻防などの自己の課題を発 見し、合理的な解決に向け て運動の取り組み方を一件間 するとともに伝え でいる。	球技では、といとでは、といとでは、といとないとのを間る安にに、といとのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、これが、とは、これが、とは、これが、とは、これが、とは、これが、とは、これが、とは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが

※教科の目標は、体育分野と同様

【中学校学習指導要領第2章第7節 保健体育

第2	各学年の目標及び内容	[保健分野]	-	目標

		UNAKA P
(1)	(2)	(3)
個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。	健康についての自他の課題 を発見し、よりよい解決に 向けて思考し判断するとと もに、他者に伝える力を養 う。	生涯を通じて心身の健康の 保持増進を目指し、明るく 豊かな生活を営む態度を養 う。

【観点の趣旨】〈中学校 保健体育〉保健分野

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
健康な生活と疾病の予防、 心身の機能の発達と心の健 康、傷害の防止、健康と環 境について、個人生活を中 心として科学的に理解して いるとともに、基本的な技 能を身に付けている。	健康な生活と疾病の予防、 健康な生活と疾病の予防、 健康の発達と心臓を の発達の防止、健康の はないで、 はないでは はないでは はるはい はるはい はるはい はるはい はいい はいい はいい	健康な生活と疾病の予防、 心身の機能の発達と心の健康、傷害の防止、健康と環 境について、自他の健康の 保持増進や回復についての 学習に自主的に取り組もう としている。

「内容のまとまり」と「評価の観点」との関係

(3)傷害の防止

傷害の防止について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 傷害の防止について理解を深めるとともに、応急手当をすること。
 - (ア) 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因など が関わって発生すること。
 - (1) 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。
 - (ウ) 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。
 - (I) 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止すること ができること。また、心肺蘇生法などを行うこと。
- イ 傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考え、それら を表現すること。

赤色:「知識及び技能」に関する内容

橙色:「思考力、判断力、表現力等」に関する内容





「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

○「知識・技能」のポイント

- ・「知識」については、学習指導要領の内容「ア傷害の防止について理解を深めるとともに、応急手当をすること。」のうち「傷害の防止について理解を深める」と示している部分が該当し、評価規準は、その文末を「~について理解している」として作成することができる。
- ・「技能」については、「応急手当をすること」の部分が該当し、評価規準はその文末 を「~についての技能を身に付けている」として作成することができる。

○「思考・判断・表現」のポイント

- ・「思考・判断」については、学習指導要領の内容「イ傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること」のうち、「危険の予測やその回避方法を考え」と示している部分が該当し、評価規準は「傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考えている」として作成することができる。
- ・「表現」については、「それらを表現すること」と示している部分が該当し、<mark>評価規準は「傷害の防止について、考えたことを表現している</mark>」として作成することができる。

○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント

・保健分野では、学習指導要領の内容に「学びに向かう力、人間性等」に関する内容が示されていないことから、「主体的に学習に取り組む態度」については、保健分野の目標である「生涯を通じて心身の健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う」と示している部分を参考にする。評価規準は、保健分野の目標である「明るく豊かな生活を営む態度を養う」を踏まえて、「傷害の防止について学習に自主的に取り組もうとしている」として作成する。

学習指導要領の「2 内容」及び「内容のまとまりごとの評価規準(例)」



傷害の防止について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身

学	に付けることができるよう指	導する。	
習指導要領	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
	ア 傷害の防止について理解を深めるとともに、応急手当をすること。 (ア)交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などが関わっ	イ 傷害の防止について、危険の予 測やその回避の方法を考え、それら を表現すること。	※内容には、学びに向かう力、人間性等について示されていないことから、該当学年の目標(3)を参考にする。
2	て発生すること。 (イ) 交通事故などによる傷害の多くは、		
内容	安全な行動、環境の改善によって防止 できること。 (ウ) 自然災害による傷害は、災害発生時		
(傷害の防止)	だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。 (エ) 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うこと。		

学習指導要領の「2 内容」及び「内容のまとまりごとの評価規準(例)」

知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度 ○知識 傷害の防止について、危険 傷害の防止についての学 内 容 ・交通事故や自然災害などに の予測やその回避の方法を 習に自主的に取り組もう よる傷害は、人的要因や環境 \mathcal{O} 考えているとともにそれら としている。 ま 要因などが関わって発生する を表現している。 と ことを理解している。 ま ・交通事故などによる傷害の l) 多くは、安全な行動、環境の 改善によって防止できること ※必要に応じて学年・ 7 を理解している。 分野別の評価の観点の 0 ・自然災害による災害は、災 評 趣旨(「主体的に学習 害発生時だけでなく、二次災 価 害によっても生じること。ま に取り組む態度」に関 規準 た、自然災害による傷害の多 わる部分)等を用いて くは、災害に備えておくこと、 作成する。 (例 安全に避難することによって 防止できることを理解してい る。 傷害 ○技能 ・応急手当を適切に行うこと 0 によって、傷害の悪化を防止 防 することができることを理解 止 しているとともに、心肺蘇生 法などの技能を身に付けてい る。

その他



保健分野移行措置

令和元年度	令和2年度	令和3年度
中 ☆主体と環境 ☆調和のとれた生活 ☆運動やスポーツの楽しみ方	中2 ☆生活習慣病 ☆薬物乱用など ★健康と環境	中3【中学校全面実施】
小6	中 ☆主体と環境 ☆調和のとれた生活 ☆運動やスポーツの楽しみ方 ★運動やスポーツの学び方	中2【中学校全面実施】
小 5	小 6	中 【中学校全面実施】

- ※「健康と環境」(約8時間)を第3学年に移行
- ※保健領域は、3学年間で48時間と規定。改訂で学年別には以下のように変化。

第 | 学年 | 2 → | 6

第2学年 | 6 → | 6

第3学年 20 → 16

その他



男女共修の推進

【中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 保健体育編

第 | 章総説 2 保健体育科改訂の趣旨及び要点】(P. | 8)

(タ)運動やスポーツの多様な楽しみ方の学習の充実

障害の有無等にかかわらず運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するため、特別な配慮を要する生徒への手立て、共生の視点に基づく各領域における指導の充実、男女共修の推進などについて、「学びに向かう力、人間性等」の指導内容及び「指導計画の作成と内容の取扱い」に新たに示した。

【中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 保健体育編

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い I 指導計画の作成】(P. 236)

- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- (I) 体力や技能の程度、性別や障害の有無にかかわらず、運動の多様な楽しみ方を共有する ことができるよう留意すること。

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成に向けては、体力や技能の程度、性別や障害の有無にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるようにすることが重要である。

体力や技能の程度及び性別の違い等にかかわらず、仲間とともに学ぶ体験は、障害にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた重要な学習の機会であることから、原則として男女共修で学習を行うことが求められる。その際、心身ともに発達が著しい時期であることを踏まえ、運動種目によってはペアやグループの編成時に配慮したり、健康・安全に関する指導の充実を図ったりするなど、指導方法の工夫を図ることが大切である。

その他



研修会・研究大会

【中·高等学校等保健体育指導者研修会】

令和元年 8月 2日(金) 県立西和養護学校

午前の部:剣道

午後の部:球技(ネット型)

【奈良県中学校保健体育研究大会】 令和元年 | | 月 | 8日(月) 生駒市立生駒北中学校

【奈良県学校体育研究大会】 令和2年 2月 I O 日 (月)